

## 町田市浄化槽清掃業許可証

住所 町田市木曾東二丁目6番18号

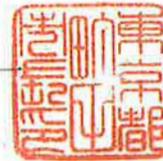
氏名 株式会社 町田清掃社

代表取締役 阿曾 正長

町田市浄化槽の清掃及び保守点検に関する条例第3条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

2024年4月1日

町田市長 石坂 丈



記

- 許可番号 許可浄清第 1 号
- 許可期限 2026年3月31日まで
- 許可条件
  - 浄化槽法及び関係法令を遵守し、清掃作業に従事すること。
  - 清掃作業で引き抜いた汚泥は、次の指定場所に搬入し、指定場所内では施設管理者の指示に従うこと。
    - 【指定場所の所在】 町田市木曾東二丁目1番1号
    - 【指定場所の名称】 境川クリーンセンターし尿等投入施設
  - 毎月、浄化槽清掃作業報告書(月報)及び搬入報告書(日報)を提出すること。

(教示)

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町田市を被告として(訴訟において町田市を代表する者は、町田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)